## 基本的同意書

平成12年4月21日付にて、貴東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合(以下「広域処分組合」という)管理者・土屋正忠武蔵野市長より、たまリサイクルの森・日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に関連する「ごみ減量・リサイクル(焼却残さのエコセメント化)施設」を整備し、安全な埋立て対策の一層の推進と循環型地域社会の構築を目指したい旨の申し入れに接した。

日の出町としても、このたびのエコセメント化施設では、

1.「多摩地域のリサイクルの推進」

今までの「焼却残さ(灰)の埋立て処分」から「これを資源としてエコセメント化」することにより、ごみ減量・リサイクルがさらに向上する。三多摩の全市町村で構成する「多摩地域ごみ減量・リサイクル推進会議」がめざしている循環型地域社会形成の第一歩であり、日の出町もその一員である。

- 2.「最終処分場の有効活用」
- 二ツ塚廃棄物広域処分場への負荷を軽減し、有効活用を図るものであって、二ツ塚廃棄物広域処分場への埋立て容量の変更や埋立て面積の拡張はなく、新たな処分場の設置も行われない。
- 3.「安全な埋立対策の一層の推進」

埋立処分から焼却灰を除外することにより、埋立対策の安全性がより一層推進できるものである。

以上の3つの目的に鑑み、現・二ツ塚廃棄物広域処分場の埋立て容量及び面積の拡張や、新たな処分場の設置を行わず、「焼却残さの埋立て処分から、これを資源としてエコセメント化」するリサイクルの推進は、将来にわたる地域の安全と環境を守る循環型地域社会の形成を図る大きな前進であり、多摩地域の全市町村で構成する「多摩地域ごみ減量・リサイクル推進会議」の一員として、全面的に賛意を表するところである。

したがって、日の出町は、「直接の地元・自治会の意向を第一に尊重する」ことを大前提として、直接の地元、第22自治会の基本的同意書の精神を尊重し、日の出町議会・全員協議会の承認を得たので、たまリサイクルの森・日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内への「ごみ減量・リサイクル(焼却残さのエコセメント化)施設」の整備については、次の理念と条件により基本的に同意する。

記

## (理 念)

たまリサイクルの森・日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に関連する「ごみ減量・リサイクル(焼却残さのエコセメント化)施設」の整備にあたっては、「三多摩は一つなり」の広域的視野に立ち、多摩370万人の都民が、共に協調協

力することを基本理念として、日の出町が、平成4年6月1日、現・日の出町 二ツ塚廃棄物広域処分場受け入れの際、貴広域処分組合に提出した基本的同意 書の精神を再確認すると共に、次の諸条件を誠意をもって遵守されたい。

## (条件)

- 1. 広域処分組合は、現・広域処分場受け入れの際、日の出町と締結した、 基本的同意書ならびに基本協定書をはじめ各種協定を引き続き遵守する と共に、「エコセメント化施設」の整備に伴う要望等、必要な改訂につ いては誠意をもって行い、日の出町の振興発展と地域経済の活性化に寄 与すること。
- 2. 焼却残さのエコセメント化施設の整備にあたっては、現代の科学的・技術的根拠に基づき英知を結集し、最大の努力を払い、特に、周辺環境対策や、安全対策に万全を期すこと。
- 3. 基本的同意に基づく、環境影響調査をはじめ、施設の整備にあたっては、日の出町ならびに直接の地元、第22自治会との緊密な協議と連絡調整を図り、事業の円滑な推進を図ること。
- 4. 広域処分組合の構成団体は、それぞれの住民に対し、日の出町が三多摩都民のために果たしている役割を周知し、共存共栄の人道的な立場に立って、このたびの(焼却残さのエコセメント化)施設の受け入れを選択した主旨を涵養されたい。
- 5. 以上、各条項以外の問題等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応し、歴史的な(焼却残さのエコセメント化)事業によるリサイクルの推進に、広域処分組合は総力を挙げて努力されることを強く要望する。

以上

平成12年7月7日

日の出町長 青木國太郎

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

管理者 土屋正忠殿